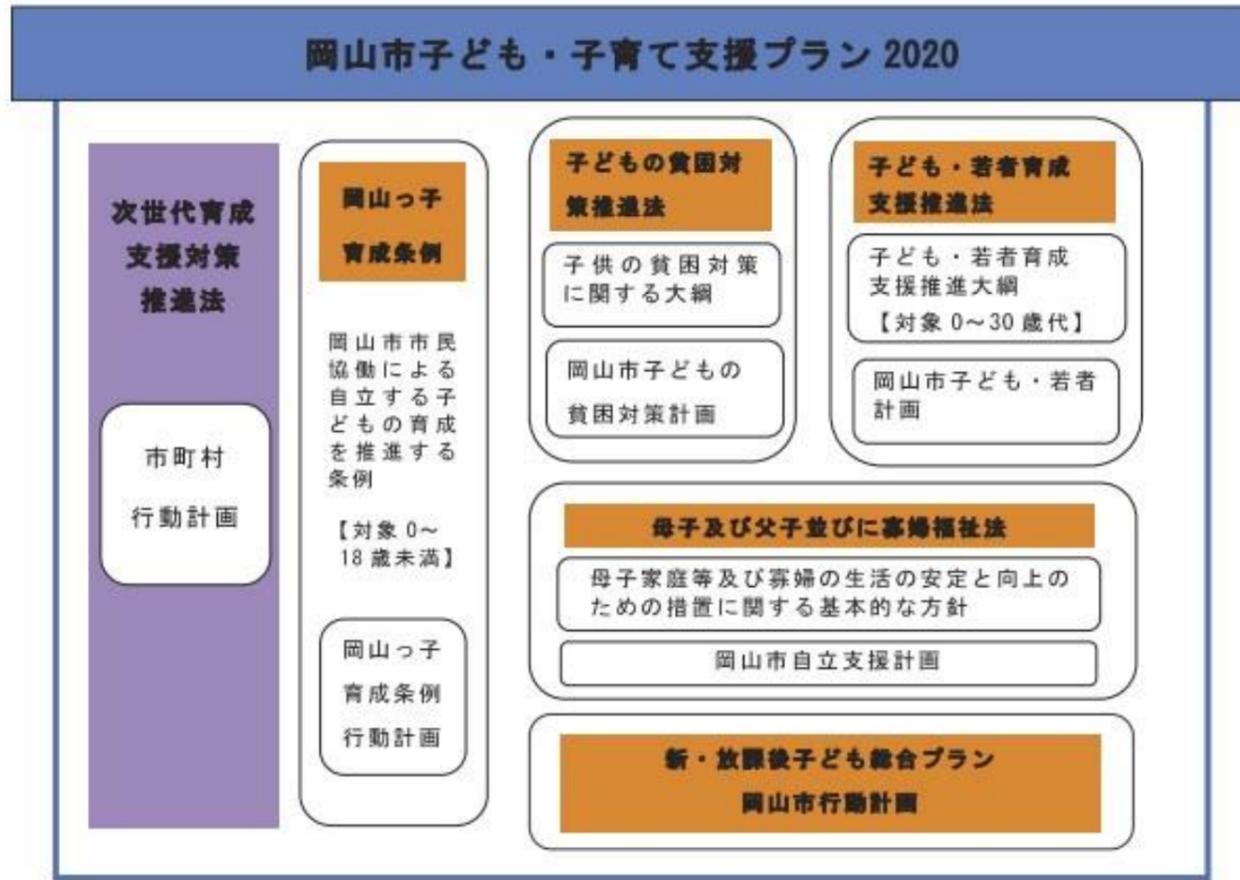


資料1 岡山市子ども・子育て支援プラン 2020



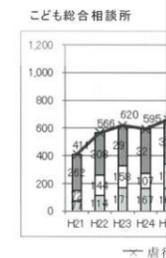
第5章 社会的養育の推進について

1 子ども虐待の防止と子どもと家庭の支援

平成31年4月に「岡山市子どもを虐待から守る条例」が施行され、市、市民関係機関等が子どもを虐待から守る条例に基づき、子どもを虐待から守るための取組を進めています。また、令和元年度から令和2年度にかけて、児童虐待防止対策の推進を図っています。

(1) 現状

虐待通報件数は過去5年間で増加傾向にあり、令和2年度は令和元年度に比べて増加しています。子ども総合相談所では、地域子ども相談や通告が入るようになっています。(※)虐待ハヤシ



(2) 基本的な考え方

子ども虐待は、子どもと保護者の間に定めた人間関係が保たれていない場合に子どもを虐待から守る取組を推進して、子どもと保護者の関係の回復を図り、子どもと保護者の生活の安定を図ります。また、市及び関係機関が連携して、子どもと保護者の生活の安定を図ります。

(3) 基本方針と重点取組

1. 発生を未然に防ぐ（発生予防）

子育て情報の発信、相談先の周知等で、育児の孤立化を防ぐとともに、子育て家庭を支える地域の力を向上させることで子ども虐待を防止します。

- 「こんにちは赤ちゃん」の乳児のうとも、
- おかやま産前・サービスの支援を行います。
- 子ども虐待防犯継続実施する

重点取組

- こんにちは赤ちゃん
- おかやま産前（子育て世代）
- オレンジリポ

2. 早期発見と支援

関係機関との連携とともに、子育て

① 早期発見の体制

- 産科医療機関
- 健診等の未
- を早期に把握
- 要保護児童の早期発見
- 子ども相談
- 子どもと家

② 支援の充実

- 養育支援が養育支援訪
- 体制を整え

- 児童家庭支援センターと子ども総合相談所、地域子ども相談センターが連携し、相談支援を行います。
- ショートステイの拡充を図ります。
- 「仁愛館」での母子の生活・就労・養育支援の機能強化を図ります。
- 子どもに虐待を行った保護者に対して、再発を防止するため、保護者支援プログラムによる支援を行います。
- 里親、児童養護施設等での家庭的養育（代替養育）の提供を推進します。(後述)

重点取組

①	要保護児童対策
①	子ども相談事配置事業
②	ショートステイの活用【子育て短期支援（ショートステイ）事業】
②	保護者支援プログラムの実施

3. 支援体制の強化

- 子ども総合相談所は、「児童虐待防止対策体制強化プラン」(新プラン)に基づく適正な人員配置と人材の育成に努めます。
- 地域子ども相談センターの体制等を強化し、18歳までのすべての子どもと家庭、妊産婦等を切れ目なく継続的に子ども支援の専門性を持ってソーシャルワークを中心とした在宅支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。
- 在宅での相談支援を行える人材の育成を支援します。

重点取組

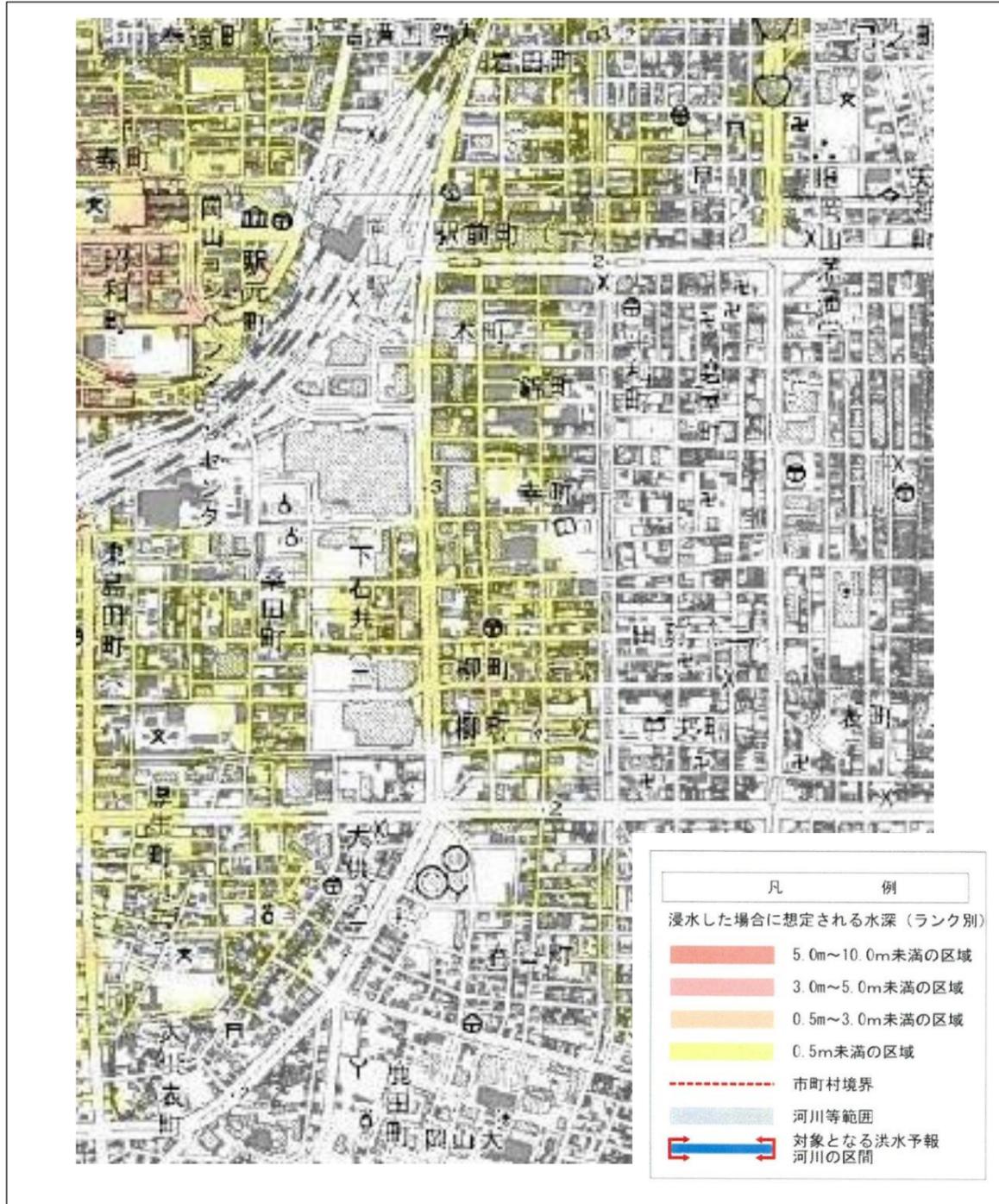
①③	児童虐待防止対策体制強化プラン(新プラン)に基づく適正な人員配置と人材育成
②	子ども家庭総合支援拠点の設置

評価指標

指標	平成30年度	令和6年度	令和11年度
子ども家庭総合支援拠点の設置数	0か所	6か所	6か所

資料2 ハザードマップ（岡山駅から岡山市役所付近）

旭川洪水浸水想定区域図（計画規模降雨）
（岡山河川事務所 HP から）



岡山沿岸高潮浸水想定区域図（降雨量は計画規模）
（岡山県 HP から）

